

市税還付金は口座振込でお受取りください

○市税還付金の受取りは公金受取口座をご利用いただけます。

○オンラインで還付請求が可能です。詳しくは、大阪市ホームページからご確認ください。

※還付請求書の宛先に印字しているご本人が請求される場合に限ります。

※大阪市行政オンラインシステムを利用するには請求される方の利用者登録が必要となります。



大阪市税 還付 オンライン

検索

(大阪市HP)

還付請求書の記入方法

住所・氏名・電話番号記入欄について

大阪市長 ↓ 枠内をすべてご記入ください。

大阪市が送付した還付請求書の宛先に記載しているご本人の氏名(法人の場合は名称)、フリガナを記入してください。

※相続人・法人の合併等は裏面をご確認ください。

請求年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	号	還付通知年月日	令和 年 月 日
住所又は所在地	大阪市 中央区 船場中央 1丁目 4番 3 - 203号			
フリガナ	力)オオサカ			
氏名又は名称	株式会社大阪			
代表者の肩書・氏名 (法人の場合のみ)	代表取締役 大阪 花子	電話番号	06 (4705) 2931	

法人の場合は、代表者の肩書と氏名を必ず記入してください。

ご記入事項を訂正される場合

住所又は所在地 **大阪市 中央区 船場中央一丁目**  修正液や修正テープでの訂正は無効となりますので、絶対に使用しないでください。

訂正箇所は二重線で消してください。

修正液や修正テープでの訂正は無効となりますので、絶対に使用しないでください。

振替先口座記載欄について

公金受取口座を利用する場合（マイナンバーとともに国に公金受取口座を登録済の方に限ります）

[illegible]

【ご注意】 ご利用は、公金受取口座を登録済の方に限ります。

・**公金受取口座とは、マイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録しておき、給付金等の支給を受ける際に利用を申し出ることができる口座です。**

※詳しくは、裏面の「公金受取口座利用のご注意」をご確認ください。



公金受取口座のご登録状況は、
ご自身のマイナポータルサイトよりご確認ください。



【iOS】

【Android】

※公金受取口座の登録についてご不明な場合は、振込口座を指定する場合にご記入ください。

振込口座を指定する場合

還付請求書の宛先に記載しているご本人(法人)の口座を記入してください。

フリガナは、重要ですから必ず記入してください。

振込先金融機関名		支店名		口座を記入してください。							必ず記入してください。		
☒	〇〇銀行	△△支店		普通	1	2	3	4	5	6	7	オオサカ タロウ	
☐	ゆうちょ銀行	店番		当座	該当欄に〇をしてください。							大阪 太郎	
				貯蓄									

該当欄に○をしてください。

※ゆうちょ銀行への振込を指定される場合

振込用の口座情報(店番、口座番号等)は、通帳のこの部分でご確認ください。
ご不明な場合は、最寄りのゆうちょ銀行の窓口やゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

ご利用欄	振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限度額		13,000,000円	確認
	キャッシュサービス	代理人カード	デビットサービス	
	定額定期自動貸付	国債等自動貸付け		
銀行使用欄	この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください 【店名】一二三(読み イチニサン) 【店番】123 【預金種目】普通預金 【口座番号】1234567			

裏面も必ずご覧ください⇒

請求にあたってのご注意 ※必ずご確認ください

- ・ 市税事務所窓口における現金での還付金受取は、預貯金口座がない等やむを得ない場合のみです。還付請求のお申し出日から約1ヶ月後の所定の受取日に再度来所いただき、お受け取りいただきます。
※還付請求のお申し出当日は、窓口での還付金のお受け取りはできません。
- ・ 必要事項記入後、還付請求書を同封の返信用封筒で郵送してください。
通知書はお手元で保管してください。
- ・ ご記入もれ、記入内容が確認できない等の不備がある場合は、還付請求書を返送させていただくことがあります。
- ・ 還付請求をできる方は、原則、還付請求書の宛先に印字しているご本人(法人・個人とも)に限ります。(※相続、会社合併等の場合を除く)。
- ・ 相続人が請求される場合は、「氏名又は名称」欄に相続人の氏名を記入し、続柄が確認できる書類(例:戸籍(除籍)謄本・遺産分割協議書等(すべてコピー可))を添付してください。
※宛先に印字されている方が大阪市外にお住まいだった場合は、お亡くなりになっていることが確認できる戸籍等の書類(コピー可)も添付してください。
なお、還付請求書の宛先に相続人の氏名がある場合は、確認書類は不要です。
- ・ 成年後見人、納税管理人、保佐人等が請求される場合は、「氏名又は名称」欄にご本人の氏名と、続けて成年後見人等の方の氏名をご記入ください。
成年後見人等であることが確認できる書類(例:登記事項証明書等(コピー可))を添付してください。
なお、還付請求書の宛先に成年後見人等の氏名がある場合は、確認書類は不要です。
- ・ 合併法人等が請求される場合は、「氏名又は名称」欄に新しい法人名を記入し、合併したことが確認できる書類(コピー可)を添付してください。
- ・ 管理組合・町内会等の団体が請求される場合は、「代表者の肩書・氏名」欄に代表者の肩書と氏名を記入してください。
- ・ 法人名義の口座がなく、代表者名義の口座で管理されている場合は、お問合せください。

公金受取口座利用のご注意

- ・ マイナポータルサイトや確定申告等で公金受取口座を新たに登録・変更された場合は、反映までに日数がかかりますので、お手数ですが、「振込口座を指定する場合」の該当箇所にチェックし、口座情報をご記入ください。
- ・ 個人番号(マイナンバー)を確認できる資料として、マイナンバーカードのコピー等を添付してください。なお、個人番号(マイナンバー)欄に***を印字している場合は、個人番号の記入、資料の添付は不要です。
- ・ 公金受取口座の利用を希望されても、国(デジタル庁)にご登録がない場合は振込ができませんので、請求書を返送させていただく場合がございます。

◎お問い合わせ先

- ・ 預貯金口座をお持ちでない場合
- ・ 記入方法や添付資料等についてご不明な点がある場合

船場法人市税事務所 収納管理グループ(電話:(06)4705-2931)へお問い合わせください。